

平成 27 年 9 月 15 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

いわゆる口利き公開制度に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次とおり質問する。

1 件名

松尾市長のマニフェストであるいわゆる口利き公開制度について

2 質問の要旨

1. 松尾市長のマニフェストとして市長選挙一期目出馬の際に発行した法定ビラ第 1 号の内容は現在も市長の目指すべき鎌倉市として、市長にとって有効か。
2. 法定ビラ第 1 号の 2 頁に記載される市長・市政が受け取った陳情や議員からの口利きを公開すると書かれており、17 頁にも、口利きの公開を約束しているが、これは松尾市長にとって鎌倉市民との約束か。
3. 口利きの公開はしないのか。少なくとも市長に対する陳情は全て公開出来るが、出来ないのか。もうしないのか。
4. 議員の口利きの議員とは、元・前職の市議会議員も含まれるか。神奈川県議会議員や国会議員は含まれるか。議員ではないが九州の元市長は含むのか。
5. すでに二期目であるが、口利き公開について市として検討具合は如何か。何故今まで進捗はどの程度であるかを市民に報告しないのか。
6. 現市長与党会派からの要望はないのか。如何か。（口利き公開について）
7. 今期は実現せず、三期目に行うつもりか。如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

① (平成 年 月 日まで) ・ 無

(理由：総務常任委員会より前に速やかな答弁を求める。必要により、番外質問や緊急質問を行うため。)